

# 嚴復の中國財政經濟論

熊野正平

## 目次

はしがき

### 一 財政問題

一 中國財政問題の窮迫

二 國債問題の重大性

三 賦税の弊

1 釐金

2 牙課

3 外人の中國稅權掌握

四 改革方案

### 二 錢幣問題

一 幣制の不統一

二 銀本位

三 田賦官祿の不合理

嚴復の中國財政經濟論

### 四 鈔票の紊亂

### 三 民生問題

一 農工商の逼塞と其補救策

1 農業

2 工業

3 商業

二 民生補救一般策

1 職業選擇の自由 2 分工合作

3 邊疆地方の開發

4 公司制度及び銀行制度の樹立

三 民生補救策拾遺

### 四 中外通商問題

一 自由貿易

二 漏卮説の否定

はし が き

清末以降の中國財政經濟の窮迫に、國中之を論ずる者甚だ多かつたが、嚴復亦之に重大關心を寄せたことは、彼が原富の譯出を企て、且つ其案語が特に叮嚀懇切であることを見ても之を推察することが出来る。本稿はひろく嚴復の諸著を涉獵して、その隨所に散見する中國財政經濟關係の主要な論議を拾い、之を一應系統づけて纏め上げて見たものである。

## 一 財政問題

### 一 中國財政の窮迫

原富の第五〇九面の案語に、

『中國海通より以來、咸(豐)同(治)の間、中央の諸公頗る高遠の計畫を立つ。天津江南の製造局、福州の船廠は其尤も著しき者なり。顧るに之を爲すもの一にして之を敗るもの十、遂に事設けられて三十餘年、一の實効の指すべきもの無し。今に至つて戰守の具を治むるに、猶巨額の國帑を費して以て西人の鼻息を仰ぐ。太息之に過ぐるもの無からん』

とあるが、廟堂の當道大官と雖も、口には時務洋務を大聲疾呼するも、實は財政の道に通ぜず、總じて國人一般が尤も近代國家の財政の知識に昏く、爲めに事毎に財政困難を招來しつつあるありさまを嘆き、更に

『今日の中國、財政を知らざるを患うるのみ。往者國の經費専ら之を地丁に仰ぐ。降つて關稅海權（海關）の設けあり、……今に至つては乃ち國用の根幹を爲す。邇者乃ち郵政を設く、此亦久しくして彌々大、臆度すべからざる者なり。鐵路既に通ず、陸權必ず巨からん。故に理財を知らざるを患うるのみ。貧は必しも中國の患に非るなり。國家常に至重の利權を以て之を我族に非る者に付す。初は甚だ重惜せずして之を棄つ。三十年に及ばずして將に在在（到る處）皆荆棘たらん。故に今日國を謀るもの、過ちは事理を知らざるに在り』<sup>(1)</sup>

斯く過去の新政が徒らに財を糜費して實利無きものであつたばかりか、現在の變法自強を説く者と雖も、只單に日に新規計畫を増添すべきを論ずるのみで、一も「舊を變ずる」（これ迄のものを改善改革する）ことに注意するものが無い。斯くては新政未だ成らざるに、財政已に破綻を來すべきは當然であるとして、擬上皇帝萬言書にも、

『其變法圖強を言う者も、大抵皆其新しきを増さんことを務めて未だ一も舊を變ずるを言わず。夫れ國家歲入の度支限りあり、而して新政の日に増して窮りなく、新舊併存せば、理自ら竭蹶せんのみ』

故にこの財政困難の問題を解決しようと欲するなら、舊政を除き、其經費を新政に融通する、即ち「除舊布新、相因爲用」以外に方法は無い。然るにこの賭やすかるべき道理をだに人は皆辨えない。茲に今日のこの財政窮迫のまづひとつの原因はあると嚴復は指摘する。

## 二 國債問題の重大性

曰く、財政既に斯くの如く窮迫せるに、之に加うるに又「骨髓を敲剝する」底の國債の問題があり、殆んど「中國

の財力を竭盡「せずんばやまざらんとする状態である。爾體國債というが如きものは、歴來の中國には會つて無かつた所で、同治以前には邊境の事端屢々起つてはいるが、賠すところの軍備は中國自體の財力で猶優に之を支辯するに足りたものである。然るに甲午庚子二役以後は

『則ち洋債を擧げて以て賠償す。財を外國に借り、他日和議既に成るや、外人を以て我計柄（財政の權限）を操らしめ、賦税を區（劃）して以て貸者の歳收とし、年に數千萬の無名の賦を増す。左手に取りて之を右手に卑あうるなり。直に（これまつたく）吾國民の衣食の資を奪つて以て謀國不臧（政治の貧困）を償うものたるのみ』<sup>(2)</sup>

而も、中國の國債の大部分は外國よりの借款である。然るに外國の中國に貸與する金なるものは、實は多く中國人の、外國銀行への預金である。蓋し國民が自國の財政を信ぜず、却つて外人を信用するがためである。斯くて外人は中國人の金を中國政府に貸し、此に據つて數々の權益を獲得し、延いては我財政權までも掌握しようとしつつあるのであるとて、

『數載以來、國亦多故（事故が多く）、工商業は振わず、而も國債いよいよ重し、且つその債は民に借るに非るなり。官之を外國に借り、外國は轉じて之を我民に借るものこれあり矣。（蓋し）民は官を恃むこと無く、而して外國は中國に畏るる所無きの故なり。往者亦嘗つて之を民に借るものあり、則ち昭信股票（中國最初の公債の名、光緒二四年正月發行、一億兩、年利五分）これなり。然れども事甚だ不成績に終始せり。和議十二款出で國家の逋負益々深し。後の財政は必ず將に益々外國の干涉の下に立つに到らん。……曩に謂えることあり、「法終に當に變ずべきも、中國人の手に變ぜられずして將に外人の手に變ぜられんとす」と。昔其語を聞き今其事を見る。』<sup>(3)</sup>

と論じ、且つもと國債なるものは、其自體強ち悪いものではない、只其辦理如何によるのであつて、

『往者英・法フランス常に吾國に倍する債を舉げて、而も兩國皆其を以て軍旅を整え、工業を振興し、拓民移民の利あり。而して吾は則ち債を舉げて敵國への賠償の費とす。故に彼は債を舉げて以て利し、我は債を舉げて以て害す』<sup>(4)</sup>

るという事態を招來しているのである。故に心して之が更張を計るに非れば、國運將に外人の手に操られるに至るであらうと。

### 三 賦税の弊

國家の收入は賦税を以て主とする。然らば民の納むる所悉く國庫に入り、賦税徴收の爲に費す所は少ければ少い程望ましいわけである。反之、徴收機關干係の官吏の中飽・横領の如きは、これ國民より取るところ至つて多く、而も國庫に入るもの至つて少からしめるもの、洵に賦税最大の弊害である。然るに中國の賦税は比々として皆然らざるはないとて、原當部戊篇二の中で嚴復は、先ず漕米干係の弊害を舉げては、

『大抵中國賦税の事、下に取ること至つて多く、而も府庫に納るもの至つて寡しの二語に盡く。願うに其弊漕運(南方よりの年貢米を北京に送る——之を換金して送るを「折漕」と云う、諸々の弊あり)より大なるは莫し。而して論者一たび折漕を言わば、衆難蜂起す。則ち正にアダム・スミス氏の所謂監督官司皆其制の沿つて(從來のしきたりの儘で)革まらざるを願うなり』

と言つているが、中國の賦税徴收では、「公開の秘密」である「把持中飽」以外に、尙完全に「公開」的であるところの中飽がある。他なし即ち牙儉なるものこれである。其他盤金の弊、更に外人の中國稅政掌握の如き、亦大弊の尤な

るものであると、特に此等を擧げて次の如く論ずる。

## 1. 釐金 曰く、

『釐金は天下の弊政なり。吾と外洋と加税のことを議するや、英人常に言う、「中國の抽釐は病えず、抽（徵稅）する所の輕重亦抑々其次なり。但だ商人（資）本を出して貨を行る、必ず示すに一定の稅則を以てせば、以て利益の計算も可能となり、虧折（缺損）に至らず。而して中國は十里にして一卡、百里にして一牙、疎密輕重毫も定制無し」と。夫れ民に取るに（定）制あるは又百王の通議なり。且つ民に賦するに法無くんば則ち上の益する所も限りあり、而も下の損する所極めて多からん。天下を合せて之を計らば、國財の無形に耗う者少からざるべし。』

2. 牙課 牙課とは、政府が一定額の稅收額を定め、有力者をして承攬（請負）せしめ、其以上の額外徵收額はすべて承攬者の利得とするもの、従つて、所謂「下に取るもの多く、而も府庫に納るもの寡き」もの、典型的なものであり、政府にとつて益なく、民生を損うこと大なりしは、かくれなき事實であつた。故に嚴復は之を論じ、

『中國の貨物の稅、幾んど一として牙課に非る無し。夫れ牙課とは何ぞや、上一定の額征を取り、凡そ餘りあらば則ち承くる者（請負人）の利となること是なり。之を中飽と謂い、是を牙儉と云う。而して中國の稅、中飽せず牙儉せざる者は誰ぞや。夫れ鹽課の大なる固より論無し、（其）他各口（港）の鈔關、各省の釐卡、之を主る者の名は官たりと雖も、其實は皆牙儉のみ。これ中國の賦稅其大弊の不要に歸し、多くは沮梗せられ、國に利無く民に大損たる所以なり。』

と。

3. 外人の中國稅權掌握　　中國政府洵に事理を辨ぜず、剩え恬然稅權を外人の手に委ぬるが如き愚を敢てしてしまつた。是に於て乎、一國の通商輸出入の稅、皆その壟斷する所となる。試みに看よ、海禁開けてより以來、茶葉の外國に輸出さるるもの甚だ多いが、然も課するに重稅を以てし、宛然輸出を禁絶するにひとしく、竟にあたら茶葉不振の結果を招來するに至つてゐる。これ我に稅權無きが故である。外人が長く我稅制を左右するならば、一事は萬事で、中國の産業は永久に振興の希望は有り得ないであらうと、

『稅制なる者は、夫々の國を有<sup>た</sup>ち土を有つものの專權たり。而して我は則ち進出（輸出入）の稅、増減せんと欲せば、これを諸條約國に請うて而る後行<sup>う</sup>。國の官事、楚材晋用のことは古今之あり。然れども未だ監權の政之を他國の官吏に付するは聞かざるなり。且つ古今各國の外人を用うるや、必ず其人本籍を棄てて仕うる國に従<sup>う</sup>。功賞過罰以て之を其人の身に加<sup>う</sup>べし。其策名して之に政を授くるに方<sup>た</sup>つては、盟誼の禮あり、易服の制あり、故に異（國の）産たりと雖も、其人則ち用<sup>う</sup>べし。而して今や則ち我至重の稅制の利權を執る者にして、其人は則ち猶敵國の臣子の如し。操る所は我國の政柄にして、封爵は其本國に受け、嚴約秘章を立て、吾國人の其屬となり其藩籬に入ることを禁じ、而して其監する所の稅、又其本國の者十に八九なり。嗚呼、これ眞にスミス氏稱する所の有史以來人倫僅かに見ることに屬<sup>す</sup>』と痛嘆してゐる。

#### 四 改革方案

中國の國家財政かくの如く窮迫し、賦稅亦かくの如き諸弊に墮してゐるとすれば、其改進の道如何、曰く

『今日中國の時勢、最も困難なるは國用の不足なり。外侮に對しては、武備は誠に修めざるべからず。而して兵のものたる、固より消耗の尤なるものなり。然らば則ち賦を加えんか。夫れ賦は固より已に加う。(長) 髮(賊) 捻(匪) の亂則ち釐金あり、甲午敗れて東は倭(日本) に償い、庚子亂れて西は歐に償う。數たる十餘萬萬(十餘億)、時たる三四十年、億兆の膏脂をしぼり、仰いで父母に事え、子孫を長養する所以の者を以て之を海外に致す。其由つて來るものは則ち專制政府の失敗に在り。骨を敲き髓を吸い、餘す所幾何ぞや。乃ち今にして猶賦を加うるを言う、忍びんや。然りと雖も、賦は加うべからざるにあらず、特制たての如何のみ。もし民權を參用せば、民公産の危き、私家を毀ると雖も救わざるべからざるを知らん。其法を立つるや之を爲すに代表の議院を以てし、其法を行うや之に責むるに自治の地方を以てす。これ其財を出すも民自ら之を徵するなり。則ち出す所重しと雖も、以て亂ること無かるべし。然り而して政府は、所まつた之を爲さず、民權を收めて助けとせず。曰く、區々たる者我將に自ら之を取らんとすと。吾其往くとして驟つよかざる無きを見るなり矣』

と。其意は、從來の如き專制國家態勢を以てしては、人民の職責は租税を納めて其上に供するに在り、それが用途に至つては問う所、また問ひ得る所にあらず。其取立てにして嚴しからんには、人民必ず平かならず、所謂「上下交々失う政」道となる。之に反して若し夫れ法を變じて立憲制をとり、議會政治を行わば、人民その國を視ること我家の如く、國家を愛護し自由を貴ぶの故に賦税を出すことを吝まず、この故に今税制を整理し、延いて國家財政を整頓しようとするならば、須く民權を伸張し、代表の議院を設くることこそ、拔本溯源的且つ最も合理的補救方策であると云うのである。

更に彼は此點に就て尙、抑々賦税なるものの產生は、其事人間社會の已むを得ざる分業に起源する。蓋し社會に於て、日夜相生相養のことに没頭する一般人民は、全社會の秩序を維持し、其安全と福利を計る暇は無い。こゝに國家・君主・官僚が設けられ、職として其方面の事に任じ、人民は共に賦税を出して其進行を幫ける組織が出来上つたのである。然るに時代と共に其本來の意義は忘れられ、君主は全國全財富の所有者であり、一切百姓は君主所有の財富のお庇によつて生活するものである、従つて君主には人民に對して必要ならば無制限に賦税を徵收出来る権能があると考えられるに至つたのに過ぎない。それ斯くの如く看來れば、民權の確立税法の改革と云うも、畢竟社會の合理的干係、合理的賦税制度を恢復することに外ならぬのであると云う。即ち原富部戊篇二の裡に、

『夫れ賦税貢助の國民の公職(義務)たる所以は、其義蓋し分業に本づく。民生れて群(社會)あり、單なる群は以て相保つに足らず、於是乎國家君主の設あり。國家君主なる者は、民群を治むる所以なり。人を治むる者は勢い自ら能わず、於是乎人に治めらるゝ人に養わる。而して凡そ一群の資る所の公利、圍(邊境)を守るが若き、道塗(道路)の若き、學校の若き、身家の保たるる所以、人道の尊ばるゝ所以、相すくうて以て生くる、皆必ず財の力を待つて而して後舉がる。故に曰く賦税貢助なる者は、國民の公職(義務)なりと。向きには民をして散じて群に處らず、而して人々力は以て自ら衛るに足り、智は以て其應に有つべき所を守るに足らしめば、則ち勢い國家に俟つたこと無からん。願うにそれ勢い能わざるなり。於是分業の公理を以て群を保つ。業分れて費省け職異りて事精なり。必ず是の如くにして後群(社會の調和)遂げらるゝなり。故に國家君主の治衆馭兵の權ある、また國家君主の責税發役の權ある、此を外にしては則ち殘賊たり。而して世人其事に狂れ其理に忽か(おろそ)にして、乃ち謂い

て天子は萬方に玉食すと爲し、而して黎民は毛を食い土を踐むと爲すに至る。則ち其然るを見て其然る所以を知らざるなり。……』  
とも言つて居るのである。

## 二 錢幣問題

中國の錢幣問題に就いても、原富のそれぞれ干係ある箇處に於て關説している。

### 一 幣制の不統一

原富部丁篇三の中で

『假にもし人有りて滬(上海)より兌款して津(天津)に入るに、但だ載する所の銖兩を執りて索むるを爲し、規元公法行關の諸平(はかり)の異(同)を問わずとせんか、則ち其人病狂を去ること遠からざらん矣』

と言つてゐる。當時中國各埠の銀錢は皆「兩」を以て單位としたことは言う迄もない。併し「兩」は實際に於てはノミナルな單位であり、普通通用したのはやはり銀元であり、その紙幣であつた。故に甲埠より乙埠に爲替を組む場合、甲埠に於て先ず銀元を幾兩幾錢(もんめ〓兩の十分ノ一)と換算して受取るのであるが、たゞ一兩と云うも甲埠では一元三角幾分と計算せられ、乙地に於ては一元四角幾分として計算される、又同一の地に於ても日によつて其相場は一定でない。従つて爲替を取組むものは滙費(爲替料)以外に換算率による損失を蒙ることが屢々あると云う風であつた。<sup>(9)</sup>  
加之、甲地の貨幣が乙地に於て通用せず、甲地の通貨を乙地に送金する際には多額の折扣(割引)を要する等々、同一

國內に於て此の如き不便と煩瑣があつた。嚴復は其狀況と弊害を指摘して之が改良を主張した譯である。

## 二 銀 本 位

近世金銀價の變動につれて、各國相率いて皆銀本位制を棄て、金本位制に改めて行つたが、ひとり中國が依然改廢に努力せざるを論じ

『各國既に金準（本位）を用い、而して中國は變ぜず。其病を受くるの大、終に止る所あらんや。而して一時に（急に）銀を棄てて金に従わんと欲するも力又逃ばず。此事關する所極めて巨いなり、上は朝廷の制祿より下は商賈の交通に至るまで、皆其害を蒙る。宏濟に心ある者廣く覽て之を熟籌せざるべからず』

と云う。當時中國は、貿易に於てずつと輸入超過をつづけ、且つ多額の外債を抱えていた。故に年々歳々多額の銀の國外流出があり、又各國の金本位制採用によつて銀價は下落し、二重の意味で中國は不利の立場に立つていた。嚴復が改廢を提唱した所以である。只、然らば之を直ちに金本位に改むべきか、或いは又金爲替本位とすべきか等に就ては、彼は具體的方策は提出していない。僅かに前述の如く、「廣く覽て熟籌」すべきであると言つているに過ぎないのは聊か寂寥感を抱かしめずにはいないものがある。

## 三 田賦官祿の不合理

原富部乙篇二中に於て、嚴復は

『中國今日易中の患最も烈し。且らく其餘に及ぶ（言及する）までも無く、但だ田賦官祿を以て之を言うも則ち見る可し矣。夫れ忠信重祿は士を勸むる所以、國にして未だ祿以て其私（生活）を恤うに足らず、而も人に責むるに

廉潔職を奉ずるを以てすべきものあらざるなり。其人他道を以て自ら輔くるに至つて、吏治尙問う可けんや。彼の西人が我が内政を言うや、咸中國官吏の廉恥無きを謂いて嘻笑唾罵至らざる所無し。嗚呼、豈眞に中國貪泉あらんや。國家元明の制祿に沿り、特殊なり世異る已に五百年なるも而も其易中を用いて改めず。故に詔精の言を以て今日の仕うる者をして廉ならしめんとするも、必ず人に非ずして後可なるのみ』

と言つてゐる。蓋し中國は既に銀を以て本位とするも、而も銀の價値は時代によつて變動し、幾百年前と幾百年後とは、銀の價値は非常な相違を生じてゐる。然るに中國の田賦官祿は飽くまでも數百年來の成法を墨守して敢えて之を變更しようとしなない。清の田賦官祿は元明の舊に依つてゐる。これでは官吏に廉潔を責むるのは無理であり、又其ことが國家の政制民風にも種々の悪影響を及ぼしてゐると言うのである。

然らば之を如何に改革するか。曰く、先ず貨幣價値變動の差率を求め、物價指數を算出し、其に準據して年々の官祿田賦を酌定し、斯くて田賦官祿の適正を謀ることが出來れば、爾他すべての度支計算も亦之に比例して上下するがよいと言ふ。

『其術國中の百産を取り、毎歳の平價之を表に列し、十年以往前後相方れば、易中の情粗得べし。之を爲すことに既に久しく、曲線に於て推知すべきに至つて、然る後之に據つて田賦官祿を定め、易中と進退相（均）衝せしむ。

田賦官祿既に定まらば、則ち其他の度支皆比例して升降せしむべし、これ當今の世の急務なり。』

現時中共下に於ける、かの「分數」制の如きも、思想としてはこゝにも一つの先蹤乃至素地が見出されそうである。

#### 四 鈔業の紊亂

曰く、鈔即ち紙幣は、甚だ便利なものである。即ち

『治化の天演日に深く、商群（商業社會）の懋遷日に廣し。易中の物たる、専ら三品（金・銀・銅）を用いんと欲するも能わず。多くば則ち滯重にして以て轉輸し難し、一なり。秤量計數繁瑣にして姦を啓く、二なり。藏弄（密藏）周から（周到なら）ずんば、動輒盜を誨う、三なり。凡そこれ皆三品泉幣の短とする所たり矣。又便なる者あり、楮幣製發（紙幣發行）の多寡は明に應じ立ちに具わる。通商盛大の區、貿易進退潮汐の如し。然れども其易中に待つあるや時に急ににして時に緩なり。三品の幣は鑄造に時を需い、市業をして必ず此を待つて而して後通ぜしめば、則ち常に及ばざるの勢なり』

且つ紙幣は能く滯財を流通せしめ徒らに硬貨を死藏するの害を免れしむる効がある。

『鈔業の利は滯財を流通せしむるに取る。竊かにかつて謂えらく、滯財の貧を致す、其害奢侈よりも烈しと。昔日の印度、今日の中國、富庶の國を以て貧乏の形あるは害端ここにあり。之を大にしては則ち國家の府庫、官司の度支、之を小にしては則ち商賈の囊橐閭閻の蓋藏、往くとして不生不息の積聚に非る無し。而して國に調發を興作するあらば、則ち又甚重の（利）息を以て敵國外人に卮漏す。是によつて計を爲す、國焉んぞ大いに困しまざるものあらんや』

と。然り、紙幣は原來斯うしたものであり、必要なものではある。併し中國に於ては、紙幣の發行は屢々却つて民生を危殆に墮れて來ている。蓋しこれ政府當局者流が往々にして國用の不足を補う爲めには、國家の絶大權力によつて無制限に紙幣を發行するも亦不可なしとし、且つそれを實行してきたことに由るものである。

併し紙幣濫發の結果は、必ずや其價值の下落を招來し、果ては國家社會全體が其大害を蒙ることとなる。

『……案するに、中國は南宋より以來、國用の乏絶に遇う毎に、皆行鈔（紙幣發行）を思う。然れども往々にして敗る。道咸に至つて則ち鐵錢あり、當十當百の諸重寶の如き、これ不轉の空鈔と特り五十步百歩の（相）異のみ。故に鬪法大いに亂れ、而して國家に於て終に益なかりき』<sup>(15)</sup>

羅哲斯 (James Edwin Thorold Rogers) 著

『世俗の意、おもえらく「一國政府は無限の權力を具うるを以て、無より有を生み、楮幣（紙幣）を製して民間に永々流行せしめ、何時たるを問わず轉じて眞幣と爲すべし」と。古より今に至るまで、一丘の貉の如く、誤りを知らざる者幾何國家ぞ。幸にして今我が歐洲の諸政治家稍々計學（經濟學）に明らかにして、重ねて覆轍を尋ぬるを致さず。議院中この説を擧げつろうものもあるも、人々狂言たるを知り、利口ありと雖も（上手なことを言つても）衆聽を笑す莫し』<sup>(16)</sup>

と言つているが、これ尤も吾人の三思すべきところである。今や中國も此數年來（日清戰爭前後の頃を指す）財政極度に窮迫せる折柄、復又此難局を紙幣發行によつて打開すべしとする説が連りに所謂時務の士の間に唱道されつつあるが、慎重の考慮も無く輕々に之を行わんか、益々民衆の苦患を増すこととなるうとて、

『近五六年来、中國大數數々起り、軍費と賠款の諸費いきおい將に堪えざらんとす。吾恐らくは搜括足らず、必ず淺夫不學の徒あり、更に國家に勸めて此覆轍を踵がしめなば、則ち民生焦然として日を終えざらん』<sup>(17)</sup>

と云い、更に

『嗟夫、不仁者の國の爲めに計（財政）を主るや、其詐を行ふ亦多術なり矣。新幣を鑄て輕きを以て重く名け、或いは寶鈔を印造し無に命じて有と作すが如き、所詮は漏脯飢を救う（と一般）、貧に於て救いなく、泯々大いに亂る。之を前史に觀るに、これと事同じきもの、皆叔季の世、麋敝の朝に在り、以て鹽みるべきなり矣。晉穉（自分が幼い頃）の日を憶うに、閩中（福建—嚴復の出身地）の大吏鐵錢を鑄、旬日の間に貧富位（置）を易え、田宅の典質せる者紛々として取贖（質うけ）す。嘗ては巨資を有し、而して窮困自存せざるに至る者、これ餘が親しく見る所の者なり。此時に當り幾んど大亂に至らんとす。幸に其令罷められたるも、而も其害を受くるは長し。嗚呼焉ぞ仁人上に在り、民の恒産を制し、罪無き者をして籍没の禍を蒙らしむる者あらんや』

と。之を要するに、紙幣の濫發は勿論、新貨幣を鑄造し、輕貨を以て重貨に、又惡貨を以て良貨に易え、據つて以て國用の不足を填補しようとするが如きは、晉に事に於て濟い無きのみならず、反つて國民經濟に大害をもたらすと言うのである。而して之が補救策として、嚴復は新しい銀行制度の確立の必要を提倡しているのであるが、これに就ては次の民生問題の條に於て述べる。

### 三 民生問題

中國の民生問題——農工商業の状態、其缺陷及補救策等に就ては、嚴復は其著書、主として原富の案語其他に於て、それぞれ關聯ある箇處で、歐洲諸國と比較しつゝ之に言及している。

今其等を通覽して、嚴復が中國の農工商業の實態を如何に觀、又其缺陷に對して如何なる救濟策を勘案していたか

を順次考察していつてみよう。

一 農工商の逼塞と塞補救策

1. 農 業 中國は地大物博にして、古來農を以て國を立て、歴代の帝王皆男子の力田を獎勵し來つたが、時勢の進展を考慮して、其生産技術の改良進歩を企求するようなことは無かつた。井田の制廢れてより以來、唐宋の諸國の如き、却つて古代の太平を想望して先王經濟の破壊を惜しみ、其罪を商君に歸して之を責めるといふ風であつた。然るに西洋諸國は近代以來科學の發達に伴い、農耕のこと亦往くとして科學を應用し機械を用いざるは無い。「則ち天澤と地力と人功の三者」皆之を活用するに努め、其結果今日の收穫昔日のそれに比ぶれば、實に倍蓰も倍ならず、現在緣畝の民（農民）を五百年以前と比較するに、其數に於て増加している譯ではない、が而も出す所の穀食に至つては優に往昔に五倍するに至つて<sup>(19)</sup>いる。

もと「農は百業の根本、百産の宗であり、商工業の發達も、これに原料を仰ぐことに俟つものが多い」のである。されば中國も近代的農業技術の發達をはかり、先ず増産に努力しなければなら<sup>(20)</sup>ない。

只當面の中國に於て、集約農法（嚴復は之を「小町精耕」といふ語を用いている）を可とするか、若しくは速急に機械化による大農法（之には綾田汽耕の語を用いている）を採るべきか、これは世局一般の進運と睨み合せて其時宜によるべきこととて、今遽かに一偏の論はなし難いとして<sup>(21)</sup>いる。蓋し當時一部に中國の現實、民度等に拘わぬ餘りにも進歩的論議を爲すものがあつたのを警めんとする底意もあつたらしい。

2. 工 業 工業に就ては、先ず中國が國內に豊富なる原料を藏し、而も工業生産に於て落伍せることを指

摘し、

『中國は生貨(原料、未精製品)甚だ多く、而して工廠は皆外國に在り。民業の進まざる、殆んど之に由る。各國相忌み條約を立て、外人の製造所を是邦に設くるを許さず、一切の機器の用、工作の巧、亦之を習うに由無し』<sup>(22)</sup>と云い、又

『案ずるに、生財能事(Productive powerの譯語)の大(をはかる)は計學(經濟學)最要の(趣)旨、故に功力の(Labourの譯語)廉は必しも庸(wages)率の高低の中に求むべからず。時あつてか庸率大なりと雖も其工(費)は廉、時あつてか費少しと雖も亦其生財能事は劣るあり。能事大ならば庸率大なりと雖も何ぞ傷えんや。由來一貨の成る其中必ず最費の功あり、製作者機器を以て代えんと欲する處亦此に於て最も急となす。機成れば物價の減ずるもの常に筭無し。他國の民其能く天下の利權を探りて且暮に奪うべからざる、亦こゝに在り』<sup>(23)</sup>

と説き、生産コストの引下げは、必しも勞銀の底廉のみによつて期すべからず、又其生産能率如何によつて左右されるものであるから、茲にこそ機械の效用はあるのであつて、諸外國の能く工業によつて利益を得、遽かに追隨を許さない原因はこゝに在ることを論じ、中國の特に努力すべき方向を示唆しているわけである。

3. 商 業 嚴復に據れば、中國は農工商何れに於ても其發達は遅れているが、其抛回(ポロイ)は農工に於て難く、商業に於て比較的容易であると考えられた。曰く、

『云う所の農工商三業の困(くも)しみは、之を中國に求むるに幾んど地としてこれ無きは無し。地の開けざる必しも西北のみにあらず、吳蘇財富の區と雖も往々にして是り。二十餘口(貿易港)の出すところ大抵は生貨、則ち工業は

幾んどあること無し。但に衰とのみならんや。彼に來舟ありて我に去（ゆく）筏無し。即ち絲・茶の大利に至るも亦他國が其市を奪うを聽し、未だ其由つて然る所以を一考せず。官は民の爲に謀らず民は己が爲に謀らず、國自ら（人口）庶し、而して理財の計は一に天運の自然に任すとせば、貧にして弱からんのみ。不幸に非らんや。竊かに謂えらく、補救の施（策）は農工に於て難く商に於て易し』<sup>(24)</sup>

と言つてゐる。

茲に「補救の施（策）は農工に於て難く、商に於て易し」と言うのは、かるが故に商業立國とか、特に商業に重點を置くべきことを主張しようとの考えからそう云つてゐるのではない。只農工商三業の中に就て言えば、當時既に各人間に在つて其商才を認められた中國人としては、商業の發達は比較的容易であらうことを言つた迄である。が、此意味では、嚴復は國際貿易にも望みをかけ、

『國家は東西各國に於て、既に使臣を遣して其國に居けり。閑暇に及んでは其國に銷售すべき華貨を訪求す。數年の後自ら輪舟を置き各國に運銷すべし。母財（資本）誠に少ければ、先づ其微なるを妨げず、其利恃むべきを俟つて而る後徐ろに之を擴充す。他族の壟斷を祛（はら）い無窮の利源を開く。後の人に於て望みあらざる能わざるなり』<sup>(25)</sup>

とて、其漸進的發展を計るべきを期待してゐる。

併し又、「理財の計を一に天運に任す」が如きことなく、眞に商業の發展を企畫せんには、錢幣の不統一・鈔業の紊亂の改善、新式銀行制度や交通等々、根本的には産業一般及其組織の發達の基礎の上に於てこそ、それが期待され得べきことは嚴復の隨處に反覆唱道してゐるところである。

で、次には特に其一般的民生補救——國民經濟改良——策と看られる彼の所説を以下拾つてみよう。

## 二 民生補救一般策

1. 職業選擇の自由 國家は國民をして各々其個性に應じ自己の才能に適する職業を自由に選擇せしめ、且つ農、工、商、學皆之を平等に待遇すべきであると云う。

由來中國に在つては、歴代の帝王専ら禮教を尙び、文人を重視し、惟士獨尊の風を醸成して來た。於是俊傑の士は皆相躋いで詞林に入り、農工商賈の各業に従事する者は大體に於て皆下流人物たる嫌いがあることを免れなかつたが、中國社會の貧窮を招來した原因の一つはここに在つたとしななければならぬ。故に爾今國家は、「民の生計に就いては、ただ宜しく民の自ら謀るを聽し」、ただ士のみ獨り尊しとするような政策は改めなくてはならない。而して斯うした平等の基礎の上で、各人をして自由に其能力を發揮せしむるべきで、この「自由謀業」こそ天演の自然に合ふ所以である。若し然らずして強いて之を制限し、強いて之を同じくするが如きは事理を知らざるもの、國を滅すもとであるとして、

『國家の礪世摩鈍の權（國家社會の進歩發達の關鍵）は、賢なる者優を得、不肖なる者劣を得しむるに在り。かゝれば則ち化民成俗日に蒸りてきわまり無し。設し強いて之を同じくし、民の效を收め酬を取る、賢と不肖と共に異なるなかしめば、甚しきに至つては或いは不肖の道長じ賢者の道消じ、則ち江河日に下り、滅種亡國且夕の間に在らん。何ぞや、物競の例（生存競争の法則）行われ、天下を合して之を論ずれば、強者は終に（生）存に利にして弱愚は終に滅ぶが故なり』<sup>(27)</sup>

と言つてゐる。

2. 分工合作（分業と協同） 人々各々適才適所に置かれ、各種職業に従えば、茲に良好なる分業の局面は成り立つ。若し然らずして強いて不適當の者をして不適所に置かんか、徒らに勞して功は却つて尠く、漸くにして竟に淘汰されるに至ること必定である。故に分業によつてこそ人は各々其長ずる所に出で、地も亦其産の宜しき所を出し、斯くて農工商併進して相互に輕重の弊は除去され、

『民生れて能く一技を採れば、則ち皆以て其群（社會）に食するあり、聖智の一世の耳目たるより、轉移執事の賤にして且つ勞する者に至るまで、皆其群に廢する能わざる所となる。故に分工交易して而して人道尊き』<sup>(28)</sup>  
こととなる。而も元來

『分工の局と易事の局はもと相對待す。故に農工商三業皆相因るの機あり、此順彼逆なりと謂うを得ざるもの』<sup>(29)</sup>  
である。故に民の才能の相違、之を却つて活かし、而も其勢力は之を均しからしむれば、分工合作の實茲に舉り、民に不平無く、事々相資け、國家社會の大（調）和は期し得るであらうと。

3. 邊疆地方の開發 邊地の開發は、「譬えば英國の如き、其屬地世界に遍く、之によつて母國は更に富んでいる。蓋し一地を得れば、それだけ商工業擴充の範域をひろげ得るからである。只英國の屬地獲得は侵略によるもの、我中國は其手法を學ぶ必要はない。我國には人口稀薄にして文化落伍の廣大なる邊地がある。この廣大なる邊地を開發して其農工商業を發達せしむれば、たゞに據つて以て商工業を培養し得るのみならず、又以て同時に國防を鞏固にすることが出来る」という。即ち法意第十九條第二十七章に於て

『國一屬土を得る、徒らに得るに非るなり。持して失う無からんと欲すれば、將に必ず守禦の事あらんとす。守禦又徒らに然るには非るなり。必ず財賦ありて然る後可なり。此財をして本國より出でしめば、これ根本を虚にして以て枝葉を實にするもの、計の得たるものに非るなり。さわあれまた費を靡す所無く其自然に任さば、其地終古興らず、これ清朝昔日の臺灣及び近時の新疆・西藏・蒙古・東三省なり。惟だ地を得て以て懋遷を閑にする者は然らず。懋遷は日に盛んなるの事なり、日に盛んなり故に其財賦必ず盈つ。盈つるが故に能く自ら其守禦を爲す。且つ治化日に開け供求（供給と需要）日に衆く形成日に固まり、其本國且つ以て無窮の利に資せん。これ吾國籌邊（邊境經營）の人の未だかつて夢想だにせざる所たり』

と。

4. 公司制度及び銀行制度の樹立　中國商工業の興隆を期せんには、公司制度の（會社組織）發達が望まれなくてはならぬ。併し又完全なる公司制度なるものは、民主精神の下に於てこそ最もよく發達し得る性質のものであるとて、法意第二十卷第四章に於て、

『歐米の商業公司（會社）は、其制度の整備せる、殆んど民主に異る無し。これ自ら立憲民主の國に生ず、取るも則ち遠からざるの故なり。專制君主の民は本と平等の觀念無し。故に公司の制は中國互古よりこれ無し。邇くは我國外洋の富厚に聳れ（耳目を聳動し）、由る所を推究し、以て商業多きに在りと爲し、則ち相與に其形似を爲す。商部（商務省）を設け、商會（商業會議所）を立て、其民を鼓舞して計を變ずる（經濟を改善する）を知らしむ。一に大利前に在るが若し。吾民皆夢然として見る所無く、而して必ず上の人之が爲めによく指示するを待つ。願うに

彼西人は我を以て天賦の貨殖の民と爲す。夫れ天賦の貨殖の民にして而も成就（其成績は）たゞ是の如し。則ち其然る所以の故は必ずや商の能事に在らざる（只あきないが上手と云うことだけではいけない）こと明かなり』

と云い、畢竟國民の民主的陶冶の必要を示唆するのである。

また新式銀行制度の設立は、農・工・商業の發達には諸大の補助たること言う迄も無い。ところで、銀行の最大の利益は、國內の資金がよく流通して、其が生産のルートにもたらされ、凝滞してよく其效用を十分に發揮しないといふが如きこと無からしむるに在る。故に従前は只資本が大きければ大きい程、利を獲ること愈よ多かつたわけであるが、銀行制度が出来て以來は、比較的小資本の營業と雖も、銀行からの借入金によつて、殆んど大資本に劣ること無く活動すること強ち不可能ではなくなつたとて、原富部乙篇二の中で、

『古は惟だ母（資本）を出すこと多きものにして而して後贏利厚し、乃ち今は然らず。今甲乙二商あり、甲は財多くして乙は寡し。二人業を治む。各々母財十萬を出だす。甲の母たる悉く家より出づ。而して乙の母たる則ち其家より出づるもの僅かに二、而して賒貸より出づるもの八なり。賒貸の（利）息は百に値つて五（卽五歩）なり。

歳終に至つて贏（利益）を計るに各々（一）萬五千あり。これ甲は十萬已れに出づるの財を以て（一）萬五千の利を獲、而して乙の母は賒貸せる者什の八、其（利）息四千、是を償うての餘、（一）萬一千を得たるなり。然らば則ち甲は十萬を以て（一）萬五千を贏け、乙は二萬を以て（一）萬一千を贏く。夫れ（一）萬五千の十萬に於ける、百に十五を得るの率なり。（一）萬二千の二萬に於ける、百に五十有五を得るの率なり。嚙えて之を較ぶるに、乙の贏率は甲の贏率を過ぐる蓋し三倍も管ならず。多財の買豈必しも善しからんや。これ則ち古今商情の大

いに異なるものなり』

と言ひ、更に貯蓄銀行の制は、よく國民の貯蓄に便し、延いては國家の富強國民の教化にまで影響すべきことを指摘し、同じく部乙篇二のうちに於て、

『積糞版克（即貯蓄銀行、積糞は現代語の貯蓄、版克は *ロギヤ* の譯音）は、人の寄賄を受けて之に（利）息を興うるなり。其數甚だ微を極め其時至つて暫なるを極む。これ小民の節蓄を勧め、滯財の害を祛いて錙銖に至るものなり。往者は小民財あるも、謂えらく其數微なりと、毎に甚だ惜しまず、則ち之を不償の地に費す。積糞版克興りてより、於是乎民蓄聚を樂しむ。數稔（年）の後、往々にして窮簷よりして中産の家となる。既に富めば民みな善良幸福となり、風俗善美なり。是に由つて之を觀るに、則ち版克なるものは、晉に富國の至術たるのみならず、教化の行之に寓せらるる矣。（以）後君子あり、起ちて其政を中國に施さば、功后稷の下に在らざるものなり。豈特りとまで言つてゐる。』

### 三 民生補救策拾遺

其他嚴復の國民經濟改良に就て關説するところを拾えば、彼は先ず過度の節約も奢侈と共に不可たることを論ずる。「致富は享富のためにするもの、求財は用を足す爲にするもの、故に既に富んで而も享用せず、既に財を得て而も之を用いないのは人生を知らざるものであり、且つ民を疲弊せしむるものである。併し奢侈も亦不可なるは固より言う迄」も無い。然らば其標準其節度如何。嚴復は原富部乙篇三の案語に於て先ず奢侈に就て、凡そ民業に裨益するとこ

ろの有無、これが其目安たるべきことを言い、そこで

『奢なる者の裨する所は、受惠の數家に裨する而已。一群（社會）を合せて之を論ずるに至つては、則ち財耗されて復らず、必ず竭くるの道なり。……大抵國の天地に於けるや、民財を耗して以て利を生ぜざるの功者を養うは、蓋し亦已むを得ざる所あり。奇技淫巧、字を峻くし牆に彫（刻）し、恒舞酣歌し、服妖婦飾する、これ已む可きものなり。而して兵刑の設、官師の隸は則ち無かる可からざるものなり。其をして無からしめば、特に亂を長うして喪う所滋と多からん。……今夫れ各國歲に萬萬を靡し海軍を張り陸師を治むるは、大抵自ら其無道を爲し、而して人の無道を禁ぜんと欲するのみ。司季（獄訟勸鞠を掌る）の官の歲祿最も厚く、督工の俸の功を執る（實際仕事をする）ものより優なるは、凡そこれ皆民徳の恃むべからず、侵欺する者繁きこと之を致すなり。』

と斷じ、又過度の節約を誡めては、

『理富の術、一國の母財支費相酌劑して盈虚を爲すにあり。……國の富を務むるもの補民善治する所以、家の富を務むるもの厚生逸種する所以、みな必ず財の既に用いられて而して後之を得。藉りて不用を謂わば則ち富を務むるの本荒まん矣。これ支費の多きを貴しとなす所以なり。事必ず長からしむべく、而して必ず竭くる無からんことを期するを願うなり。且つ國の戸口既に以て日に滋し。財の物たる亦必ず進んで以て之が爲めに相副う。此深く憂え遠く慮り、積聚の民を蓋藏する、亦一群の母たる所以なり。財は粟の如く然り。其専ら支費を尙び母財の用を知らざるは、獲て而して盡く食うものなり。其獨り母財を重んじ甚だしく支費を蓄むは收むる所を罄して以て種えざるをなすものなり。二者皆誤らる。獨り母財と支費と二者の間を酌劑し、財をして其用を失わざらしめ、

而して其用且つ降りて愈々舒ぶるもの則ち希くば其これに近からん矣』<sup>(30)</sup>  
と説いている。

ついで專賣事業及び公共事業に就ては、

『專權（獨占又は專賣）專利の事は、アダム・スミス氏の深く惡む所となす。誠なる哉その惡むに足るや。然れども時あつてか通（全）國公理を以て論ずれば、之を專（賣）にするは專（賣）にせざるより愈る。創機（發明）・著書の諸事の如きは國家より專利を例（法律で）許す。專利の不（公）平を致すを知らざるに非るなり。然れども專利とせざれば則ち以て獎勵激勵するなし。人之を爲すなくして國家の失う所滋す多からん。故に寧ろ之を許すなり。郵政電報の諸事に至つては其利宜しく國家を以て專にすべし』<sup>(31)</sup>

『國功（公共事業）は一群（社會—國家）の公利となす。凡そ民の自爲（私營）を聽すべき者は、其道擾す無きより善きは莫し。これ中土先聖の雅言せし所たるのみならず、近世計家（經濟學者）の切に誠むる所たり。只國家の開物成務、民用を前にする所以の者は又時有つてか諫（奏）ぬべからず、諉ぬれば則ち其職溺（墮落沈滞）す。約して之を言えは其事三あり。一、民を以て之を爲せば費、官を以て之を爲せば則ち廉なるもの、これ郵政電報の如き是のみ。二、羣（國家・社會）に利する所大にして而も民私を顧みて以て爲す莫けんとなすもの、これ學校の廩田、製造の獎勵の如き是のみ。三、民、合群（社會的協力）を知らずして群力なお弱し、上に在る者これが先導をなすに非れば則ち相顧みて躊躇す、これ即ち各國互いに異り、而して亦時に隨つて同じからず、爲政者必ず斟酌案度し、然る後之をなせば利を得んのみ』<sup>(32)</sup>

と云う。尙ついでに嚴復は西洋の自由主義經濟、資本主義生産の能率には深い憧憬を寄せつつ、併し又同時に富の集中、及びそれから將來される社會的勢力の不均等の問題に就ても其弊害に注意し、

『二百年來、西洋は格物測算の學行われてより、製造の精密亙古より未だ有らざる所、民生日用の機殆んど往くとして用いざる無し。加うるに電郵・汽舟・鐵路の三者、其能事以て六合の大を收むるに足り、之を一二人の掌握に歸して餘りあり。これ民生の交通に益ありと雖も、而もまた大に奸雄の壟斷に利あり。壟斷既に興る、則ち民の貧富貴賤の懸隔ますます遠し。(只)幸にして其國政の施、平等自由を以て宗旨となす。強豪盛んなりと雖も尙役使横暴の風無き所以なり。而して貧富の差は之を平ならしめんと欲すと雖も終に術無し矣』<sup>(33)</sup>

と附言することは忘れていない。

#### 四 中外通商問題

##### 一 自由貿易論

嚴復は外國貿易に對しては、アダム・スミスの説を承けて、自由貿易論者であつたと言える。

『自由貿易とは他なし、其國の地利、民力の二者、出貨の能を盡し、商賈の公平なる競争を自由にし、以て物産を至廉たらしむるのみ。凡そ日常の入用品、民の之を得る甚(容)易なること水火の如し。夫れかくの如くにして其君富まず其治隆らざる者殆んどあらざるなり』<sup>(34)</sup>

と云う。彼は外國貿易なるものは、本來當事國何れにとつても利益であることを認め、西洋の重農主義者とか、當時

の中國の政府當道乃至士大夫の間でも盛んに主張せられた干涉政策には賛成でなかつた。蓋し

『……故に凡そ貿易の中、意偏私するところあり、禁制を立て、專權（獨占、專賣）沮抑の（所）爲の如き、民をして舉手禁に觸れ、移足料を犯さしむるもの、皆物産をして騰貴し前效に反せしむるものなり』<sup>(35)</sup>

とは、一般に嚴復の商業乃至貿易觀である。故に

『進出（輸出入）の差の正負を争い、斯に保商の政（保護政策 protection）、内に優にし外を抑うるの術雲の如く起る。夫れ保商の力昔は英國に過ぐるものにあらんや。外輸の獎あり、掣還（拂戻し Drawbacks）の税あり、海運の條例あり、これ皆抵制のために設くるなり。而して英是を以て富を加えず、延いては緣つて美洲<sup>アメリカ</sup>を失えり。スミスの説出でてより乃ち商賈亦此類の政は、名は之を保つと曰えども、實は之を困<sup>こま</sup>しめ、一時一家の獲ありと雖も而も一國長久の利喪う所滋々多きを知る。是に於て翕然として之に反し、而して主客度利す。……保商專利の諸政は、既に大公至正の規に非ず、而して又國中商業の發達を沮遏するに足る。是を以て計（經濟）を言う者羣然として之を非とす。之を非とする誠に是なり』<sup>(36)</sup>

と言つてゐる。かなり徹底した自由貿易論と謂わなければならぬ。ここに於て、當時の所謂漏卮の説に對しても、嚴復は大方の論者とは全く其見解を異にする。

## 二 漏卮説の否定

漏卮の説とは、嚴復が

『漏卮の説は道咸以來今に至るも未だ艾<sup>や</sup>まず。夫れ所謂漏卮とは他無し、即ち進出（輸出入）の差、負（マイナス）

にして金銀の國外に流出するの說なり。これ林文忠魏默深より近世諸賢に至るまで皆固持して深く信ずる者なり』<sup>(37)</sup>

と言つてゐるように、外國貿易によつて中國の金銀が多量に國外に流出することを憂うるもので、これは嚴復の言の如く、林文忠、魏默深を初め清末朝野の識者の誰彼によつて最も喧しく論議された問題の一つであつた。

併し嚴復は此等の意見に對して、金銀を所藏することの多寡は、實は以て國の貧富を分くるに足るものではないとして之を斥ける。

彼は其理由を先ず實際歴史の上から説明して、

『誠に必ず金銀多くして而後富むと爲さしめば、則ち西班牙、ポルトガルは宜しく後に強國たり、而してメキシコ・ペルーは前に大國たるべきに、何ぞ皆窮<sup>たのむ</sup>丐<sup>たのむ</sup>俚<sup>たのむ</sup>なく、而して卒然富強を稱する、却つて英・法<sup>フランス</sup>諸邦の一として金銀鏤無きものに在るか。愚人と雖も宜しく以て悟るべし矣』<sup>(38)</sup>

と云い、更に之を理論の上から證明して、

『國に金多しと雖も、必しも富むと爲さず、此理至つて明かなり。蓋し易中の物たる、猶博進の籌（賭博の際受渡しする計算の具）の如し。籌少く代多き、籌多く代少き、名くる所に在り。籌の實に貴<sup>まこと</sup>實に賤<sup>まこと</sup>なるには非なり。國家食糧増さず、而して徒らに金銀珠玉を積むを務む、これ何ぞ博者の今日一籌値いする所多きを見、他日更に博するに則ち多く此籌を具うるを見て富となすに異らんや。籌の既に多き、其當る所の者必ず以て少きを悟らざるなり矣。夫れ博者の貧富は籌の能くする所に非ず、猶國の貧富は金銀の能くする所に非るが如し。此理達

せず、故に通商を言えば則ち徒らに進出の相<sup>あた</sup>抵るを争い金銀を得れば則ち餘りありと爲し、貨を得ては則ち不足となす。與に礦事を言いて、黃白（金銀）の鑛あるを聞けば則ち歎羨を生じ、煤（石炭）鐵の鑛に言及すれば則ち鄙夷<sup>(39)</sup>す』

と言つてゐる。即ち金銀は嚴復の所謂「易中」、竟り交換の媒介手段たるに過ぎず、實際直接の所謂「食貨」ではない。従つて金銀を藏することだけが一國の富を構成すると考えることは誤りであることを知らねばならぬと云うのである。嚴復は更に中國が海禁を解いて諸國との通商を開始して以來の實狀を見れば、金銀は昔より遙かに増加して居り、決して漏卮の論を爲す者の言うように涸渫して來てはいない、今日金銀の値の下落してゐる事實は、即ち寧ろ金銀が增加して居り、決して拂底してゐるのではない證左であるとして、

『吾國通商以來、二品（金銀）の多きこと實に往者よりも大いに進む。士大夫の外交（外國との交易）を論ずるや、往々にして其實を張りて（誇張して）其利を忘る。今日金銀の値を観るに、乾（隆）嘉（慶）時の三分の一に（匹）敵せず、以て知るべきのみ。吾が輩<sup>とちから</sup>日々に漏卮を言うも、眞に漏卮たらしめば、宜しく群國蕭條、民物彫敝久しからん矣。夫れ然り、豈それ然らんや』<sup>(40)</sup>

と論じてゐる。

ついで、然らば中國の對外貿易にして、毎年多額の金銀の海外流出を續け、斯くの如くにして年を経るとすれば、中國國內の金銀終に喪盡の憂いを生ずるようなことは無いのかとの反駁に對し、嚴復は之に應えて、「若し中國の金銀殊に銀が減少すれば、中國の銀貨は必ず昂<sup>あが</sup>る、と同時に外國では銀の手持ちが増加するから、外國に在つては銀價は

必然下落する。従つて外商は其銀を携えて中國に來り、以て中國の貨物を採辦（買付）すれば必ず儲かる筈である。斯くて各國の銀が復又中國に還流することになるであらう。要は金銀も亦一種の貨物たることを會得すれば、貨物流通の自然性によつて、金銀も亦移動することが判るであらう。故に論者の云うが如き金銀涸渴の問題は多く懸念する必要は無いのである。結局今の中國、時勢を論ずる者達が計學（經濟學）を究めず、金銀も亦貨物の一種たるの理を辨えざるところから、徒らに抵制の説を爲すのである。」として、

『歐洲の商人東方貿易に従事し、多くは銀を載せ來つて餘貨少し。これ僅かに初通（の頃）然りと爲すのみにあらず、今に至るも革らず。輒近各國金を以て準（本位）となすを以て、（其事）益々厲しさを加う。これたゞに銀の利を得ること多きが故のみに非ず、亦吾人が銀を受くるを喜び、他貨を欣ばざるが故なり。故に今に至つて商務を言うもの、尙輸出の土貨多く、輸入の洋貨少きを佳徴となす。夫れ輸出の貨多く、輸入の貨少くば、其餘す所固より銀多し。（然れども）彼若し金銀も亦貨たるを知らば、進出の間所謂有餘と不及無く、多少（何れ）とも相抵（バランス）するなり。而して業進める國は輸出入二者俱に多きのみ。抵制の旨説、謬あるにちかゝらんか』<sup>(4)</sup>

と言つている。

### 三 中外通商の大勢と其前途

嚴復が抵制の論を斥けて旨説となす所以は、蓋し又以て自由貿易こそ世界の大勢の趨く所と見るが故である。曰く、『中外の通商は、海禁弛みてより以來、自然の需要（要求）に値うもの、抑止せんとするも得べからざるなり。歐西各國は工商發達し、積蓄歲に廣く、母財日に多く、利潤低下す。是を以て新田開發、製造の精巧化をはかり、

或いは異國に資材を貸與して、其業を興さざるを得ず。

今中國は過庶（人口過多）にして富まず、而して國中興すべき新業最も多くして、而も其事行われず。これ浮海（海外渡航）の華工日に益々多き所以にして、各國争つて中國の鑛（山）（鐵）路を主らんとする者亦此が爲めの（42）  
『（42）』

『今の英、美、諸國、皆優を以て劣に贏つ。而して中國は之に反す。彼の我と通ずる、最も利を得。これ海禁既に開けて西より徂くもの日に盛んに月に熾んにして、鐵牡湯池と雖も距つ能わざるなり』<sup>(43)</sup>

と。即ち外國は豊富なる資本の、有利なはけ口を求めて海外發展を謀り、兵力と財を惜しまず以て世界の市場を争い、中國は地大物博の故に今や却つて各國角逐の場となつてゐる。<sup>(44)</sup> 中國としては洵に痛嘆に値いする局勢ではあるが、これが世界の大勢必然の動向であつてみれば、此大勢に逆うことは不可能である。出路は之に逆う所に無くして、寧ろ之に順應し而も之を我に有利に轉回せしめてゆく所にこそ求められなければならない。且つ今や世界の大勢のおもむく所を遠い眼を以て眺むるなら、自分は今後商業の中心は必ずやおいおい西よりして東に移るべきことを信ずるものである。蓋し

『廿世紀以降は地大く氣厚きものこそ文明富庶の鍾る所となるべく、然らば則ち富内に雄たるもの、震旦（中國）に非れば即ち美利堅たるべきであるからである』<sup>(45)</sup>

とて、中國の前途に望みを囑している。

併し又、同時に目前列國の窺視下に晒された中國として、そこに到る間の困難を想つては、

『それ中國は今に於て弱國たりと雖も、而も終に外人の嚴に憚る所たり、而して（彼等外人は）子孫の爲に憂うるもの二事あるを恐る。一に曰く土地廣大、物産浩博、二に曰く民庶く而も勤、苦しんで生を治むること。此二者を以て資となし、設し他日有能なる者その先路を導かば、通商を以て言わんか、則ち物財を轉じて熟貨（精製品）となすに、其本は軽く價は廉、以て彼の歐人の市を奪つて餘りあり。兵戰を以て言わんか、則ち堅忍戰に耐え、則ち人怒心を懷く、連鷄棲を爲す（列國が狹隘の地域の内で競争して相互に牽制し合う）者の及ぶところにあらざらんと。而して此二者のうち前者こそ尤も歐人の忌むところ、故に（中國）今日の故歩自封は笑譏鄙夷すと雖も、而も實は則ち彼の禱祀して以て求むる（酷望する）所たり。設し一旦わが民智日に進み、天其衷を誘い、蟠然として之を改めなば、吾知る、彼方は其沮力を奮つて以て我と一旦の命を争はん。其必ず坐視して以て我が精進をゆるさざる、又灼然として知るべきのみ矣。嗟乎、二三十年以後、もし黃炎の種族（即中華民族）にして猶以て自存するに足らば、則ち吾の彼と力争する所以のもの、方に熾んならん。後來の基址を立つるは難からず、當前の阻力を去るは難し。當前の阻力を去るは難し、而して前人の失計を救うは乃ち尤も難し』<sup>(46)</sup>

と誠め、尙更に語をつゞけて

『願うに此數十年の間に、將に瓜分破碎されんか、抑も且夕に苟延して瓦全せんか、存亡の機、間髪を容れず。天心の向う所を視る、亦深く四萬萬（四億）人心民智に係らん乎。今後の變は將にたゞに中國洪荒以來未だ有らざる所、其大にして且つ異なる、實に五洲全地を合ねて之を爲さん。夫れ豈不佞區々の智のよく逆睹して預め策する所ならん哉。』

然りと雖も知るべきものあり。曰く、天地に順う者は存し、天に逆う者は亡ぶ。天とは何ぞや、自然の機必至の勢なり。今を閑し古を考え、格物して致知し、心ず其實を求め、而して後已む者、凡そ此を爲すのみ。……吾黨の圖存に志あるの士それ深くこの所謂天なるものを識<sup>(47)</sup>れ』

と言つてゐる。知らず今日の人此等の言を見て如何なる感懐があるであらうか。

## 五 交通問題

交通が國家社會、國民生活の維持發展に重大干係あることは言うまでも無い。そこで清末にも、輪船(汽船)、電報、郵政、鐵路(鐵道)を以て富強の要事として盛んに提唱されたものであるが、又頭初の論者の中には、鐵道の開通は船戶、車馬輜夫、旅館業者等多くの人々の職業を奪うものとして、其建設に反對する者が却々絶えなかつた。嚴復は之に對して、原富中に於て、

『甞に關内外鐵軌未だ興らざるの時、士庶知ると知らざると皆云う、鐵軌行われば則ち小民舟車を業とするものを斷んと。然れども(鐵)道通じて以來、舟車の數増して倍蓰せり。事效期する所と反する此<sup>(48)</sup>の如し』

とて、中國に漸次鐵道の敷設は進められるに至つたが、其等の地域に於ての實際の經過は右の論者の言が杞憂に過ぎないのを證明しつゝあることを指摘し、且つ交通は經濟の血管であり、農産物、工業製造品等の流通移動を便にし、却つて其等の生産を刺激増進せしめ、商業も從つて亦發達の運に惠まるべきこと、しかのみならず、交通の發達は政治禮教にも影響すること大にして、變法の爲めにも寧ろ好箇の手段となるであらうことを説いてゐる。就ち曰く、

『識者農を務むるを知りて、閉關鎖國の説をなし、又一切の電報、鐵軌、通商のこと皆深く惡みて痛絶せんとす。貨をして地に出でて、通ずる莫からしむることを知らざるなり。國家今甚だ鉅(額なる)欸(かね)を籌(區面)し、以て車牛を備え、子種を借り、屋廬を民のために(購)置するとも、民之を爲すこと二三稔にして委て之を去ること又自若(平然)たらん。嗟夫、理財の道、「通」の一言以て之を蔽うに足る矣。今の貧を憂うる者、日に國富を求め、而も其の通を爲すを惡む。これ醫者日に填補の劑(滋養補給の藥)を進め、而も病人の二洩を塞ぐと何ぞ異らん。是の如くにして人を殺さざるは未だこれ有らざるなり』<sup>(49)</sup>

又郵政に就ても

『國家の利は傳郵の日に盛にして、羨餘(剩餘金)の日に優なるにあり。而して齊民の利は書札の様通音問の靈便に在り。これ其合(致)する者なり。

然れども微かに異なるものあり、國家は常に郵資(郵便料金)の輕減を恐る、謂えらく減すれば則ち財賦を妨げんと。而して民は則ち謂えらく郵政の設はまさに民に便するを以て要義とすべし。且つ書札の交通は事民智に關す。故に郵資は減すべくんば當に減すべく、且つ資減するも郵多ければ國家亦未だ嘗て失わざるなりと。これ其異なる者なり。

之が爲めに其説を折中するに民議優れり』<sup>(50)</sup>

と云う。尙交通が民智開發、政治禮教に影響し、從つてまた變法運動にも關係すべきことに就ては、

『鐵軌既に開かるれば則ち變法のこと期せずして至る。智者は事に先つて以て防を爲す、則ち往くとして福なら

ざるはなし。闇者は時至つて而も爲さず、將に大殃を蒙らん。天は衰せざる者の爲めに寒からざらんや、地は爲らざる者の爲めに冰らざらんや（天は自ら助くる者を助く）、<sup>(91)</sup>惠吉逆凶は是の如きのみ』  
と言つている。

あとがき

嚴復の中國財政經濟論議は以上を以て竭きるとは言えないが、只構文の都合上、其或るものは他の箇處に蒐録せざるを得なかつた。尙其所説に就ての月且に至つては多く之を今後の機會に俟ち度い。

- |      |                     |      |              |
|------|---------------------|------|--------------|
| (1)  | 原富、第七二四方案語          | (12) | 原富、第三二九方案語   |
| (2)  | 部戊篇二                | (13) | 部乙篇二         |
| (3)  | 第九三七方案語             | (14) | 第三〇二方案語      |
| (4)  | 第九四四方案語             | (15) | 部戊篇二、第八三九方案語 |
| (5)  | 嚴幾道文鈔卷五、上皇帝萬言書      | (16) | 17) "        |
| (6)  | 原富、第九二四方案語          | (18) | " 第九六二方案語    |
| (7)  | 第六四二方案語             | (19) | 第二一四方案語      |
| (8)  | 法意、第一三卷第一二面案語       | (20) | 部乙篇五         |
| (9)  | 廢兩改元以後は斯ゝることはなくなった。 | (21) | 部丙篇四         |
| (10) | 原富、第二〇七兩案語          | (22) | 第三六四方案語      |
| (11) | 交換の媒介物の意            | (23) | 部甲篇八         |

- (24) // 第三六五面案語
- (25) // "
- (26) // 第三四六—三四七面案語
- (27) // 第一四九—一五〇面案語
- (28) // 部甲篇二末段
- (29) // 第三七八面案語
- (30) // 第三五〇面案語
- (31) // 第四七九面案語
- (32) // 第七二四面案語
- (33) 皇朝經世文新編卷一、第五六頁
- (34) 原富、第六三六面案語
- (35) // "
- (36) // 例事例三—四面
- (37) // 第四七八面案語
- (38) // 第五三一—五三二面案語
- (39) // 部甲篇一案語
- (40) 法意 第二一卷第五四四面案語
- (41) 原富 第二三二面案語
- (42) 法意 第二二卷第二四面案語
- (43) 原富、第一〇四面案語
- (44) // 第五八四面案語
- (45) // 第六二〇面案語
- (46) // 第六四三—六四四面案語
- (47) // 第六四四面案語
- (48) // 第一七四面案語
- (49) // 第八五八—八五九面案語
- (50) // 第四七八面案語
- (51) // 第五三一—五三二面案語